

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、経営の有効性と効率性、財務報告の信頼性の確保及び法令の遵守等のリスク管理の徹底が重要な経営の責務と認識していることから、会社法第 362 条第 4 項第 6 号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、会社法第 362 条第 5 項の規定に基づき、取締役会において、次のとおり決議し、業務の適正性の確保に努めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、法律、社会規範、倫理及び当社独自の行動規範である東芝プラントシステム行動基準などを遵守し、当社におけるコンプライアンス体制を確保する。

取締役会は、定期的に取り締役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役会に随時取締役会にて報告させる。

監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役の職務の執行を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、全社を統括する部門を定め、規定管理規程、文書管理規程等に基づき、当該情報を文書又は電磁的媒体等に記録し、適切かつ確実に管理する。

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、保存年限に関する規定等を定め、各所管部門が適正な期間、検索性の高い状態で当該情報を保存・管理し、常時閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理体制の基礎として、リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程及びビジネスリスクマネジメント基本規程等を定め、リスク管理に関する統括部門を設置する。また、当社の事業に係るリスクをリスク・テーブルで以下の区分に分類し、リスクの種類に応じて所管部門を定め、迅速かつ的確にリスクを把握するとともに、合理的かつ有効に管理できる体制を整備する。

(イ) 経営リスク

(ロ) 災害・事故リスク

(ハ) 社会リスク

取締役は、リスクが顕在化した場合に備え、リスクの継続的な把握に努めるとともに、リスクに関する施策を立案・推進する。

リスクが顕在化した場合は、当社の報告体制に基づき、迅速かつ的確に当該リスクに関する情報を関係部門に伝達し、リスクの種類に応じて取締役社長又はCRO(Chief risk-compliance Management Officer)等の指示のもと、リスク・コンプライアンス委員会等を招集するとともに、必要に応じて顧問弁護士等を含めた対策チームを組織し、当該リスクに対して合理的かつ有効に対応することに努め、損失の最小化及び企業価値の最大化を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回取締役会を開催するとともに、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、原則毎月2回経営会議を開催し、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要な業務執行並びに中期経営計画、年度予算等を審議・決定する。

当社は、組織規程に基づき組織機構、業務分掌及び役職者職務等を定め、使用人等の権限及び責任を明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。

当社は、取締役会規則、経営会議規程及び決裁権限規程等に基づき、適切な手続に則って業務執行の意思決定を行う。

取締役は、年度予算の達成フォロー及び適正な業績評価を適時適切に行う。

当社は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、基幹システム等の情報処理システムを適切かつ合理的に運用する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法律、社会規範、倫理などの遵守を重要視し、コンプライアンス体制を確保するために、継続的な教育の実施等により、使用人に対し当社独自の行動規範である東芝プラントシステム行動基準を遵守させる。

当社は、内部監査部門を設置し、内部監査規程の定めに基づき各組織及び当社グループ会社の業務監査、会計監査及びシステム監査を適切かつ合理的に実施するとともに、内部監査部門が必要に応じて適宜監査役等と連携し、業務を遂行する。

当社は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実の社内報告体制の一環として、リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程に基づき、内部通報制度を構築し、当該制度を活用することにより、リスクの早期発見と迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。

監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度等の運用に問題があると判断した場合は、取締役に対し意見を述べるとともに、必要に応じて、都度取締役及び使用人に対して直接意見を求める。

(6) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、子会社に対し、東芝プラントシステム行動基準及び当社の各種コンプライアンス規程等に準拠した規定を策定することを要請し、各子会社は当該方針に基づき諸規定を整備する。

当社は、関係会社管理規程に基づき各子会社の所管部門を定め、業務の遂行にあたっては子会社と連携を図ることとし、当社への事前決裁及び報告体制についてはその取り扱いを明確にし、必要に応じて都度子会社に対して事業の育成・支援、モニタリング等を行う。

各子会社に対しては、当社の内部監査部門が計画的に業務監査、会計監査及びシステム監査を実施する。

当社は、子会社に対し、内部監査規程に準拠した監査体制を構築することを要請し、各子会社は当該方針に基づき監査体制を整備する。

取締役及び監査役は、親会社である株式会社東芝の監査委員会と適時適切な連携を図ることとし、必要に応じて同監査委員会に対し意見を述べるとともに、改善策の策定等を求める。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、総務部等に所属する使用人に監査役の職務を補助させる。

(8) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する使用人の解任、人事異動等に関して事前に監査役に報告し、監査役は必要がある場合に、意見を申し述べることができる。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対する報告等に関する規程に基づき、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちにこれを監査役会に報告する。

取締役は、監査役と協議の上監査役会に報告すべき事項を定め、当該事項に関し、監査役会に実効的かつ機動的な報告がなされるよう社内体制を整備する。

取締役は、監査役に対し取締役会、経営会議、その他重要な会議等への出席の機会を提供し、監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況等を適時的確に把握でき、意見を述べることができる体制を整備する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役社長は、監査役会が定める監査役会規則に基づき、監査役と定期的に意見の交換等を行う。

取締役及び使用人は、監査役会が定める年度監査方針及び年度監査計画に基づく監査役の定期的な監査及びヒアリング等を通じ、職務執行状況等を監査役に報告する。

監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門及び会計監査人、顧問弁護士等と連携し、効率的な監査を実施する。